



第45回 通常総代会

令和6年3月11日午後2時より春江中コミュニティセンターにおいて、第47回通常総代会が開催されました。

議長に上野寛巳氏が選任され、総代43名のうち、29名出席、書面議決者9名により、提案された12議案について、慎重審議の結果、いずれも原案のとおり可決、承認されました。

能登半島地震の影響

令和6年1月1日に発生しました能登半島地震は甚大な人的、物的被害をもたらしました。

三国町と坂井町においては、土地改良施設への被害が確認され、早急に復旧工事が行われました。

当土地改良区域への被害は、現在まで確認されておりませんが、地震による被害がございましたら、下記連絡先までご一報をお願いします。



就任のご挨拶

次長 竹内 孝治

このたび、4月の異動で前任の小嶋次長に代わり配属されました竹内と申します。

近年の農業情勢につきましては、様々な資材の高騰や自然災害による施設の被災などにより、これまで以上に農業経営は厳しい状況にあると感じております。

組合員の皆様のために、これまでの経験を活かし頑張っていきたいと思っておりますので、ご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

春江町土地改良区の概要

(令和6年4月1日現在)

所在地 〒919-0592 坂井市坂井町下新庄1-1
(坂井市役所多目的研修棟2階)(坂井市土地改良合同事務所内)
TEL 0776-50-3064 FAX 0776-67-7514

組合員数 1,417名 受益面積 1,331.6ha

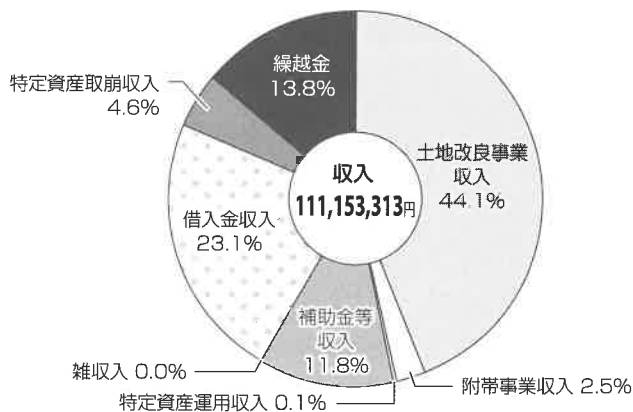
総代数 43名(欠員2名) 3被選挙区

役員総数 理事18名 監事4名 計22名 担当職員数 5名(うち坂井市の職員3名)

令和4年度決算

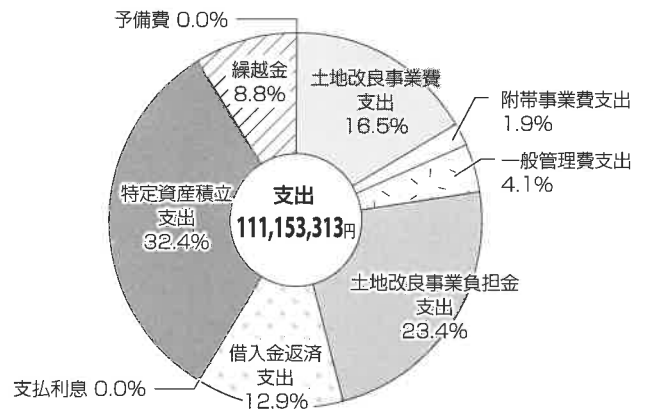
令和5年11月15日に、第46回臨時総代会が開催され、令和4年度の決算が承認されました。一般会計の内容をお知らせします。

令和4年度決算収入



土地改良事業収入	48,981,168 円
附帯事業収入	2,791,220 円
特定資産運用収入	95,406 円
補助金等収入	13,119,977 円
雑収入	37,938 円
借入金収入	25,699,000 円
特定資産取崩収入	5,101,000 円
繰越金	15,327,604 円
合計	111,153,313 円

令和4年度決算支出

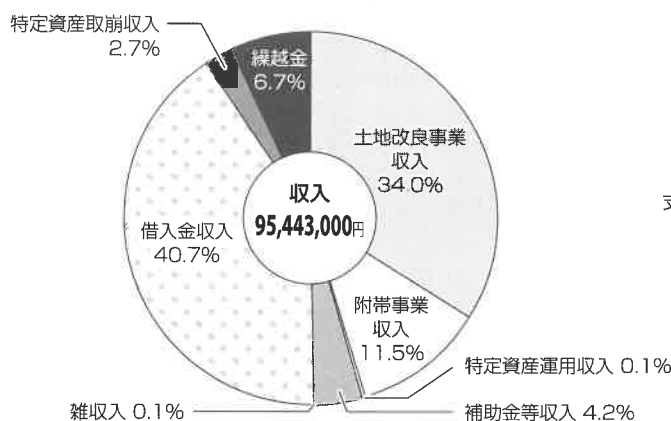


土地改良事業費支出	18,378,863 円
附帯事業費支出	2,068,192 円
一般管理費支出	4,505,153 円
土地改良事業負担金支出	26,026,920 円
借入金返済支出	14,383,821 円
支払利息	18,989 円
特定資産積立支出	36,008,987 円
繰越金	9,762,388 円
予備費	0 円
合計	111,153,313 円

令和6年度予算

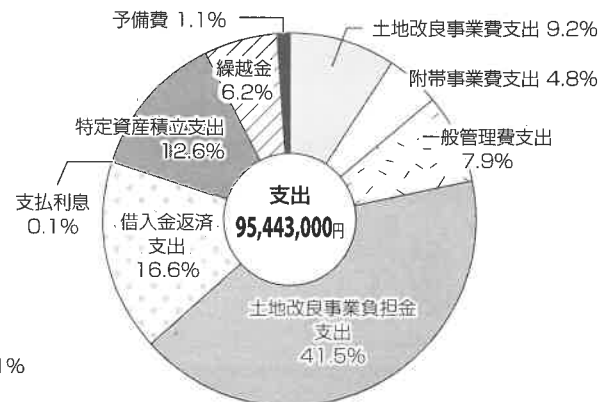
令和6年3月11日の第47回通常総代会で、令和6年度の当初予算が可決されました。一般会計の内容をお知らせします。

令和6年度当初予算収入



土地改良事業収入	32,470,000 円
附帯事業収入	10,966,000 円
特定資産運用収入	38,000 円
補助金等収入	3,997,000 円
交付金収入	0 円
雑収入	115,000 円
借入金収入	38,843,000 円
特定資産取崩収入	2,572,000 円
繰越金	6,442,000 円
合計	95,443,000 円

令和6年度当初予算支出



土地改良事業費支出	8,804,000 円
附帯事業費支出	4,548,000 円
一般管理費支出	7,527,000 円
土地改良事業負担金支出	39,601,000 円
借入金返済支出	15,850,000 円
支払利息	81,000 円
特定資産積立支出	12,009,000 円
繰越金	5,941,000 円
予備費	1,082,000 円
合計	95,443,000 円

令和6年度 地区別賦課金についてお知らせします



賦課金並びに徴収時期が先の総代会において可決されました。

参考までに、各地区の年間の10a当たりの金額についてお知らせします。

尚、当初予算の維持管理費については、概ね例年通りの単価となっておりますが、特別賦課金につきましては、事業の進捗状況や繰り上げ償還によって金額が変動することがあります。その場合、臨時総代会での補正予算により変更します。

詳細についてお知りになりたい方は、地区役員及びに総代または、事務局迄お問い合わせ下さい。

5月賦課事業・・・経常賦課金・北部幹線・さぎ排水・大牧排水・春江中部維持管理費・高江安沢維持管理費・芳野川事業

12月賦課事業・・・経常賦課金2・県営かんぱい1・県営かんぱい2・境為施設改善対策事業・西太郎丸施設改善対策事業・県営経営体育成基盤整備賦課金・藤鷲塚県単事業

尚、地係によって事業が異なります。下記の金額を参考にして下さい。

随 応 寺	1,833円	布 施 田 新	1,938円	金 剛 寺	200円
江 留 中	1,833円	正 善	1,938円	本 堂	100円
藤 鷲 塚	3,994円	姫 王	1,938円	高 江	816円
千 歩 寺	1,833円	上 小 森	1,938円	安 沢	816円
中 庄	1,938円	木部西方寺	1,888円	針 原	4,180円
西 長 田	2,159円	定 広	1,894円	正 蓮 花	300円
井 向	2,215円	木部新保	1,833円	寄 安	300円
大 牧	2,215円	沖 布 目	3,829円	定 重	100円
下 小 森	2,215円	境 為	1,304円	西 太 郎 丸	100円
辻	1,833円	大 針	100円	東 太 郎 丸	3,909円
石 塚	1,938円	田 端	200円	中 筋	100円
取 次	1,938円	松 木	200円	清 永	382円

令和6年度の主な事業計画



- ◆ 県営経営体育成基盤整備事業(土地総)(坂井中央地区沖布目)・・・パイプライン工事
- ◆ 県営経営体育成基盤整備事業(土地総)(坂井中央2期地区沖布目)・・・暗渠排水、区画整理、排水路改修
- ◆ 県営経営体育成基盤整備事業(土地総)(針原地区)……………暗渠排水、用水路改修
- ◆ 県営経営体育成基盤整備事業(土地総)(高江安沢地区)……………パイプライン工事、実施測量
- ◆ 県単小規模土地改良事業(藤鷲塚地区)……………排水路補修

国又は県・市の予算が決定した場合に事業(工事)を実施します。

※ 各地区において、用・排水路等の補修及び改善等要望がある場合は、土地改良事務所内においてある**土地改良施設修繕・更新工事等要望書**の提出を土地改良区役員または、総代を通して提出願います。その場合、賦課金は地係全体で負担となる為、十分に地区内組合員に説明を行い、越工区の方についても工事についてご理解を得た上で提出をお願いします。

尚、予算が確定後、役員または総代に工事内容等の連絡を行います。工事については、必ず地元負担が伴いますので、地区内でよくお考えの上、**事業費10万円**以上のものについて、提出願います。

また、農地水活動を行っている地区については、工事の内容等を精査した上で、要望書の提出をお決めください。

土地改良区からのお願い

★パイプラインの管理について★

平成30年度より九頭竜川鳴鹿土地改良区(用水)が発足し、水はパイプラインにて供給されますが、鳴鹿からゆりの里の調圧水槽までの幹線部分並びに調圧水槽から分水工までは、九頭竜川鳴鹿土地改良区が管理団体となります。春江町土地改良区では、分水工から末端について管理を行います。何らかの原因でパイプライン等からの水漏れを発見した場合は、各土地改良区までご連絡願います。

ただし、針原・太郎丸・本堂地区のパイプラインについては、末端まで河合春近土地改良区が管理しています。春江中部、高江安沢については、末端のみ当土地改良区で管理を行っていますので、必ず事前に地元役員にご相談の上、土地改良区事務局までご連絡ください。

尚、賦課金についても各土地改良区別々に賦課しております。

また、水量は、鳴鹿中央管理室での管理となるため、当土地改良区では調整ができません。時期によって用水の取水量や冬期間の水量が決められているようですので、地区内で上手に水回しを行って下さい。詳細がお知りになりたい方は、直接用水組合にお問い合わせください。

★冬季期間の給水栓には保護袋★

冬期間は、原則水利権がありません。パイプ保護のため、20%程度の水は、常時通水している関係で、凍結により給水栓が破損する恐れがあります。水漏れが発生した場合、部品等の交換が必要となり、給水栓破損に伴う修繕費用については、個人負担となります。冬期間は、必ず保護袋をかけてください。

尚、地区毎に対応が異なりますので、必ず各地区の管理調整委員に相談して下さい。自動給水栓の部品については、JR芦原温泉駅近くの笹岡工業所(Tel.73-1131)でお買い求めいただけます。

また、土地改良事業で行った暗渠排水等の蓋や部品についての販売行為は、土地改良区で行えません。お近くのホームセンターでお問い合わせください。

- 九頭竜川鳴鹿土地改良区 0776-66-4848 (東二ツ屋17-59)
// 坂井支局 0776-66-0346 (旧十郷用水土地改良区)
- 河合春近土地改良区 0776-23-6286
- 春江町土地改良区 0776-50-3064

★排水路等にごみを投げないで★

排水路内に、ゴミや草取り後の草を捨てないで下さい。排水路内に留まり、排水不良の原因になります。また、排水路は、地元管理施設の為、余分な経費が掛かることとなります。

◆組合員資格得喪通知書◆

耕作地の異動(所有権移転)、相続、農業者年金(経営移譲)等の名義変更を伴う場合には、手続きが必要です。春江町土地改良区及び各用水土地改良区宛に必要なため、すみやかに提出してください。

また、土地改良区賦課金の面積は、4月1日を基準日とします。基準日以降の日付けで、農地の異動があってもその年は、従前の組合員に賦課されます。ご理解をお願いします。

◆農地転用等の通知◆

農地(田・畑)から宅地、農業用施設(農舎)の建設など、耕作以外の目的に使用されるとき、及び田から畑へ等、地目を変更する場合には、届出が必要です。30a(3,000㎡)以上の転用は、許可が下りるまでに時間がかかりますので、転用をお考えの方は、事前に事務所にご相談いただくことをお勧めします。

尚、転用される場合は、まず坂井市農業委員会で申請関係書類を入手後、各土地改良区事務所に届出用紙を取りに来ていただく又は、ホームページからダウンロードをしてください。双方の申請書には、地区担当理事等の承認印が必要ですので必ず事務所にお問い合わせください。

また、これらに伴い農振除外(農用地区域用途区分変更申請書)、他目的使用申請書等の届けが必要となる場合がありますので、土地改良区で確認をお願いします。届出がなければ、賦課金納入通知書が、そのまま従前組合員に発行されることとなりますのでご注意ください。

※ 通知書、申請書は事務所に有ります。(用水土地改良区は各用水土地改良区へ)



- ・この土地改良だよりは、年1回発行いたします。
- ・この土地改良だよりに、ご意見・ご要望があれば事務所までご連絡下さい。